

川崎市立川崎病院長が別に定める診療科を定める要綱

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規定（平成17年川崎市病院局規定第30号）別表第1（第2条関係）待機手当での項に規定する病院長が別に定める診療科は次に掲げる診療科等とする。

- (1) 内科
- (2) 神経内科
- (3) 消化器内科
- (4) 循環器内科
- (5) 肝臓内科
- (6) 小児科
- (7) 新生児内科
- (8) 外科
- (9) 消化器外科
- (10) 血管外科
- (11) 内視鏡センター
- (12) 脳神経外科
- (13) 高度脳神経治療センター
- (14) 心臓血管外科
- (15) 呼吸器外科
- (16) 泌尿器科
- (17) 耳鼻咽喉科
- (18) 放射線診断科
- (19) 歯科口腔外科
- (20) 整形外科

(21) 眼科

(22) 産科

(23) 婦人科

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年8月1日から施行する。